

京都市告示第630号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成29年3月9日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
まつやま眼科	下京区四条通東洞院東入立売西町66番地 京都証券ビル地下1階B1-4号室	平成29年3月 1日
京都駅前やました矯正歯科	下京区烏丸通七条下る東塩小路町735 京阪京都ビル9F	平成29年2月 7日
ミツワ薬局 今出川店	上京区今出川通出町西入上る三芳町158 番地 ハウス今出川1F	平成29年3月 1日
ハート調剤薬局 三条京阪店	東山区三条通大橋東入大橋町102 田中 ビル1F	平成29年1月 1日
マリーンいずみ薬局	伏見区深草藤森玄蕃町579番地1 米市 ビル1FB	平成29年3月 1日
スマイル薬局墨染店	伏見区墨染町688番地	平成29年3月 1日
ナースステーションしんらい	北区小山初音町15	平成29年2月 1日
訪問看護ステーション ビイベル	伏見区下鳥羽北円面田町122番地 メゾ ン・パサージュ102号	平成29年2月 1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)